



ゆめあり通信

届出は扶養された日から三十日以内に、役場住民課にて行ってください。印鑑、年金手帳（本

第3号被保険者	現在
本人が会社等に就職した	変更後
配偶者が共済1厚年(共済1共済)に転職した	第3号
本人が会社等に就職した	第2号
離婚した	第1号
65歳になった	第1号
在職中の配偶者がなくなった	第1号
配偶者の被扶養者でなくなった	第1号
配偶者が会社等を退職した	第1号
配偶者が会社等を退職した	第1号

厚生年金や共済組合に加入しているサラリーマンや公務員に扶養されている配偶者は、国民年金の第三号被保険者です。第三号被保険者は、次表のように、本人だけでなく配偶者の就職・退職・転職などによっても種別が変わり、届出が必要になります。配偶者が共済組合から厚生年金保険に変わった時など、第三号被保険者の種別が変わらなくても、届出が必要になる場合があります。

第三号被保険者はこんなとき種別変更・確認の届出が必要です

人及び配偶者のもの、健康保険証などが必要です。

届出がされていないと、将来

もらう年金が減額されたり、年金

金そのものが受けられなくなる

場合もあります。

あなたの大切な年金です。届

出は忘れずに行いましょう。

国民年金の保険料は口座振替で

国民年金保険料の納付は確実に便利な口座振替をお勧めします。

毎月の納める手間ははぶくだけでなく、納め忘れの心配もなくなります。

手続きはあなたの預金口座のある町内の金融機関や郵便局の窓口で行ってください。

手続きをするときは年金手帳

や納付書、預・貯金通帳、届出

の印鑑を持参してください。

国民健康保険の保険証が変わります

9月1日から、「クリーム色」になります。今までの「桃色」の保険証は、8月31日限りで使えなくなります。



●9月から保険証は“クリーム色”に●

新しい保険証は、特別な場合を除き、8月27日から31日までの間に被保険者の各世帯主宛にお届けいたします。

到着後は次の点に留意してください。

☛保険証の内容は必ず確認を！

新しい保険証は、7月末日現在で作成します。その後、郵送する間近まで調整を行いますが、8月31日までの間に出産・死亡・転入・転出・社会保険などへの異動で手続きをされる人、また、他に誤りがある場合は、お手数でも国保係（2番の窓口）で訂正してから使用してください。

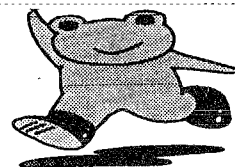
☛医療機関への提出忘れずに！

現在、病院や医院に入院または通院中であって、9月1日以降も引き続き診療を受ける人は、早めに病院や医院の受け付けに新しい保険証を提示して下さい。

●保険証を正しく使いましょう●

保険証は、国保の被保険者であるという証明書であると同時に、お医者さんの診療を受ける時の診察券の役目を果たすものですから、大切に取り扱いましょう。

- ①勝手に訂正できません → もし、記入事項に間違いがあったら、窓口まで申し出てください。
- ②お医者さんにかかるとき → 必ず保険証を病院・医院等の窓口へ提出しましょう。
- ③必ず手もとに保管 → 治療後は、必ず保険証を返してもらいましょう。
- ④資格がなくなったら返す → 会社に入ったり、他の市町村へ転出するときは、必ず窓口へ届け出て、保険証を返してください。
- ⑤保険証は再交付されます → 保険証を破損・紛失したときは、窓口へ。
- ⑥遠隔地に住む人が出たとき → 長期旅行、修学などで家族と離れて住むときは、窓口へ申し出るともう一枚の保険証が交付されます。



届け出は14日以内に

加入 他市町村から転入したとき
職場の健康保険などをやめたとき
子供が生まれたとき

喪失 他市町村へ転出したとき
職場の健康保険などに入ったとき
死亡したとき

詳しいことは、国民健康保険係へ（☎38-3111 内線139番）

ゆめあり相談室



質問

Q

私は平成九年一月二四日に六〇歳になり、老齢厚生年金の受給権を取得しましたが、その後も引き続き会社に勤めていました。

今度、会社を六月一五日付で辞めることになり、雇用保険法による失業給付を受給しようと考えていますが、年金との併給調整について教えてください。

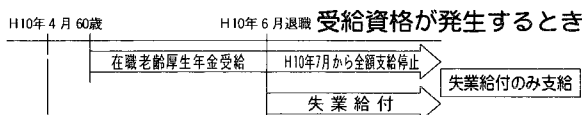


答え

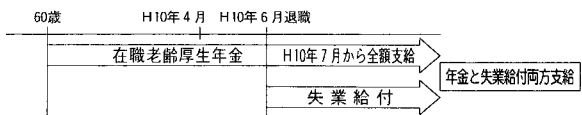
A

六五歳前の老齢厚生年金と雇用保険法による失業給付の併給調整を行う場合は、平成一〇年四月一日以降に受給権が発生する六五歳前の老齢厚生年金が調整の対象になります。

●老齢厚生年金と失業給付の両方も10年4月以降



●老齢厚生年金が10年4月より前に発生するとき



（年金の裁定請求がすでに終わっている、いないに関係なく、平成一〇年三月三十一日以前に受給権の発生する場合は、老齢厚生年金が停止されることはありません）
つまり、あなたの場合は老齢厚生年金の受給権が平成一〇年三月三十一日以前に発生していますので、老齢厚生年金が支給停止されることはありません。